

2015年1月30日

食品表示法の内閣府令等案について

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

意見 1

添加物が食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に含まれるのは不適切であるので削除を要望する。

[理由]

添加物は食品安全委員会で厳しく安全性が審査され安全性について問題ないものしか指定されていない。また、指定された添加物には規格基準が定められており、それを遵守して使用している限り、過剰摂取による安全性の問題を生じない。

以上の2点から添加物は一般の原材料と安全性レベルは同等であり、一般の原材料がこの事項の中に含まれていない以上、添加物だけ食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に含まれるのは不適切であるため。

意見 2

国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項の位置づけが不明確であり、かつ国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項の内容が不適切であると思われるので、個々の内容がなぜ国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に選定されたか根拠を示していただきたい。

[理由]

国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項が食品表示法に明確に位置付けられていないこと、また、内容についても国の安全審査が終了している添加物、遺伝子組換え食品及び放射線照射が国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に該当する理由はなく不適切であるため。

以上